

人権チェックリスト



平成28年

6月号

外国の文化や習慣等の多様性を認めるなど、外国人の人権を尊重していますか？

日本で暮らす外国人

日本における在留外国人数は年々増加しており、平成27年12月末で2,232,189人（対前年比110,358人増）、本県は6,069人（対前年比135人増）となっています。全国の在留外国人数を割合でみてみると、最も多いのが中国で29.8%、次いで韓国・朝鮮の22.0%、フィリピンの10.3%、本県では韓国・朝鮮の39.1%、次いで中国の23.1%、フィリピンの11.3%の順となっています。（在留外国人統計：法務省）

学校や職場だけでなく日常生活においても外国人と接する機会が多くなっています。その中で、言語、宗教、文化、習慣等の違いを理解していないことが原因で、偏見や誤解につながることがあります。

近年、特定の民族や国籍の人々を排斥することを扇動する不当な差別的言動がいわゆるヘイトスピーチとして社会的関心を集めています。こうした言動は、人々に不安感や嫌悪感を与えるだけでなく、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになります。許されるものではありません。平成28年5月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が成立するなど、差別的な言動の解消に向けた取組が行われています。

チェック

外国人も共に地域で暮らす住民であるとの視点等から、まずはその人の国について関心を持ち、お互いの文化や習慣等を尊重しながら、相手とのコミュニケーションを取ることが大切です。民族や国籍等の違いを越え、互いの人権を尊重し合う社会を築いていきましょう。

詳しくは、法務省ホームページ「外国人の人権を尊重しましょう」をご参照ください。

http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken04_00101.html

和歌山県国際交流センター 相談カウンター開設日時【10:00～16:00 水曜日・祝日を除く】

（外国人の方からの生活相談・県民の方からの国際交流や留学に関する相談など）

※外国語対応 フィリピン語 月・木・土 英語 月・火・木・金・土 中国語 月・火・木・金

TEL: 073-435-5240 FAX: 073-435-5243 mail: wa-world@wixas.or.jp

内容についてのお問い合わせは

和歌山県人権施策推進課まで

☎073-441-2566

